



国政報告⑤ 2015年通常国会

三宅伸吾

自由民主党 参議院議員

2015年9月24日

内容

- (一) 平和安全法制に関する特別委員会..... 2
 - 1. 大戦で味わった苦しみの記憶..... 3
 - 2. 自衛権の過剰発動を防ぐ仕組み..... 4
 - 【Column 安倍内閣の歴史観】..... 5
 - 3. 「世界の警察官」をやめる米国..... 6
 - 4. 極めて厳しい「武力行使の新三要件」..... 7
 - 5. 集団的自衛権と憲法..... 7
 - 6. 「空白」を埋める政府の責務..... 8
- (二) ライフワークの知的財産政策.....11
 - 1. 座長として特許裁判の改革へ.....11
 - 2. 著作権制度の見直し..... 13
- (三) 「健康長寿社会形成基本法」制定へ..... 15
- (四) 参議院・法務委員会理事として..... 16
- (五) 母校・早稲田大学での講演など..... 17
 - 1. 謀叛のすすめ..... 17
 - 2. 韓日・日韓議員連盟..... 19
 - 3. 名誉と信頼を回復するために..... 20
 - 4. 大平総理と「面会」など..... 25
- (六) 四国新幹線の実現に向けて..... 26
- (七) 「日本を元気にする会」..... 26
 - 1. 見上げる議事堂の空に..... 26
 - 2. 人生最高の瞬間はいつもこれから..... 29

(一) 平和安全法制に関する特別委員会

経済政策に失敗すれば内閣が倒れるだけだが、外交・安全保障政策に失敗すると国が倒れる――。

ある政治家の言葉が忘れられず、強く希望し、参議院の平和安全法制に関する特別委員会の委員になりました¹。この特別委員会で審議した2つの法案は我が国の自衛力と国際平和活動への貢献を強化するため、自衛隊の活動範囲を広げるものです²。通常国会で最大テーマとなった安保関連2法案を慎重に審議するため、国会の会期は過去最長となる100日近く大幅延長されました。野党から修正案等が提出されたものの、与野党間の協議は整わず、法案は原案のまま特別委員会での採決を経て9月19日午前2時過ぎ、参議院本会議で可決、成立しました。

8月5日、私は満を持して平和安全法制特別委で質問に立ちました(写真)。概要は次の通りです³。

――これまでの国会審議で、安全保障環境が悪化しており何らかの自衛措置が必要だということへの理解は進んでいますが、法案にはなかなか理解が進んでいません。

どうしてだろうと、ずっと考えてきました。北朝鮮はミサイル・核開発。薄気味悪い。中国は膨大な軍事予算を重ね、尖閣を窺(うかが)い、南シナ海では岩礁を埋め立てました。一党独裁、膨張主義国家。不気味で怖いという国民は多いと思います。だから抑止力



¹ 正式には「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」

² 関連法案は2つで、①「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」、②「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」。①は自衛隊法など既存の法律の一部改正を束ねたもの(整備法)、②は国際社会の平和・安全のために他国軍隊への支援活動を行うための新法。

詳細は下記の「平和安全法制の概要」を参照。

<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou-heiwaanzenhousei.pdf>

³ 第189国会・参議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」。インターネットで審議を視聴するには <http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

から、「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」8月5日審議分の44分頃から。議事録は国会会議録検索システム → <http://kokkai.ndl.go.jp/>

の向上が必要だという方は増えてきています。しかし、法案には反対だという。

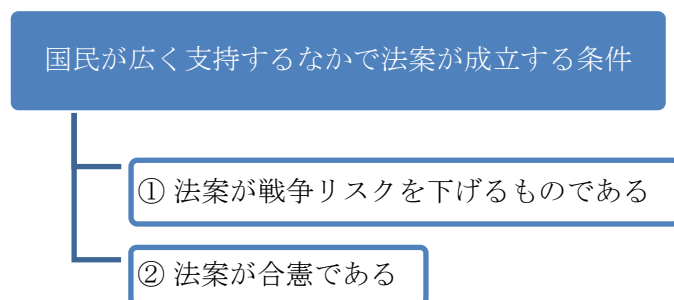
脚本家の倉本聰さんが8月1日付けの日経新聞『私の履歴書』でこう述べています。「国を愛する気持ちはひと一倍だが、愛国心を強調すると右と批評される。国を守るのは大事なことだ。しかし、衆院を通過した安保法制には反対。戦争の臭いがするからだ」。

地元の香川で有権者の方と話をすると、倉本さんと同じような意見の方もいます。

この法案は、国の独立と国際社会の中での日本の名誉と信頼に関わる重要なものです。やはり、そのことを国民に理解いただき、スムーズに成立させることが必要です。

国民の支持を受け、成立させるためには2つの条件があります。第1は国民の間にある戦争への漠然とした大きな懸念の払拭です。この懸念の背景には軍国主義による大戦で味わった苦しみとの記憶とその再発への不安があるように思えます。

そうだとすれば、本法案が戦争リスクを下げるものであること、そして戦争、軍国主義再発の懸念がないことを国民が理解すれば、国民が広く支持する形で法案を成立させることができます。



また、憲法の話が難しく、政府の説明が国民の五臓六腑になかなかストーンと落ちていないのも、本法案が不人気のもう1つの理由。分かりやすい憲法の話が必要です。本日の質疑では、戦争リスクが高まる法案ではないこと、また、本法案が合憲であることを確かめます。

1. 大戦で味わった苦しみとの記憶

まず、戦争への漠然とした大きな懸念、軍国主義再発への不安が不要であることについて。

先の大戦には様々な評価がありますが、砂川事件の1959年最高裁大法廷判決では15人の裁判官が全員一致で、「わが国の誤つて犯すに至つた軍国主義的行動」と述べています。

自衛のためだとして開戦したわけですが、終戦の決断があまりに遅過ぎたのは、明らかです。振り返れば、70年前の明日、8月6日午前8時過ぎ、広島に原爆が

投下されました。続いて、9日には長崎でも無辜(むこ)の尊い命が失われました。2つの都市での犠牲者数20万人以上。空襲でも東京だけで約10万人。各地でもおびただしい数の人命が失われました。沖縄の地上戦では約20万人もが亡くなりました。

そしてまた、本土を遠く離れたアジア太平洋地域でも多数の軍人が戦死しました。銃弾ではなく、餓死、病死した人の数も数え切れません。その数、100万人前後とも。

日本は刀折れ、矢尽き、また補給路も早々と断たれたのに、なぜ、戦争を継続したのでしょうか。早期に戦争を終えていれば、国内での空襲、沖縄地上戦の被害者、そして外地での餓死者、病死者数はかなり減ったはずです。なぜ、早期終戦ができなかったのでしょうか(写真は今年8月15日、天皇皇后両陛下をお迎えして行われた全国戦没者慰霊祭)。

安倍総理は6月1日の衆議院の平和安全法制特別委員会で、「大戦の結果、日本は敗戦を迎え、多くの人々が貴重な人命を失ったわけでありまして、アジアの人々にも多くの被害を及ぼした」、「そうした結果を生み出した日本人の政治指導者にはそれぞれ多くの責任があるのは当然のこと」と述べました。



歴史を振り返れば、様々な疑問が浮かびます。なぜ、新聞は戦争を煽ったのか、そして、なぜ、新聞の論調に一部を除く政治家は迎合したのか、行け行けどんどの空気が支配する状況にあってもノーと言える国家リーダーが必要だったのです。

しかし、そんな空気に支配されてからでは、実は手遅れかもしれません。ノーと言うリーダーは抹殺され、「竹やりでB29に立ち向かえ」という空気に拍車をかける新リーダーが喝采を浴びて登場する可能性が大だったのかもしれません。

戦争相手国の惨状にも胸が痛みます。私たちひとり一人が歴史を前に考えなければなりません。戦後70年、政治社会システムは大きく変貌しましたが、日本は過去の過ちをくり返さないほどに立派になったのでしょうか。そして、周辺諸国の状況はどうなのでしょう。全てを総合判断し、国民の平和な暮らしと国の独立を守るために、必要なことは憲法の枠内で断行しなければなりません。

2. 自衛権の過剰発動を防ぐ仕組み

そこで、中谷防衛大臣にお聞きします。戦前には、中国大陸などで軍部の暴走がありました。このため、過去の誤った軍国主義が再発しないかと心配している

人が少なくないわけです。私は、先の大戦での失敗を繰り返さないために、戦後、我が国は何重もの制度的歯止めを作り込んできたと考えます。

過剰な自衛権の発動を防ぐ制度的な仕組みは、今回の法案を含めきちんと整備されているのでしょうか。このことにつき、民主的統制の観点から、旧日本軍と自衛隊をとり巻く環境の違いなどを含め、国民が安心でき、政府に全幅の信頼を寄せられるような、中谷防衛大臣の深い歴史観に基づく答弁を求めます。

次のような答弁でした。

【中谷大臣】 「旧憲法下においては、まず統帥権の独立として、軍の作戦などに関する事項について内閣、議会の統制の及び得ない範囲が広く認められていました。一時期を除き軍部大臣現役武官制として、陸海軍の大臣、これは現役軍人でなければならなかったために、事実上、軍の意向に沿う内閣でなければ成立しなかった、軍の賛成がなかったら国策を立てたり、これを遂行することができなかったことから、軍が不当に国政に影響を与えていたということが考えられるわけです。



そこで、戦後は終戦までの経緯に対する反省もあり、自衛隊が国民の意思によって整備、運用されること、これを確保するために、例えば国民を代表する国会が自衛官の定数、主要装備などを法律、予算の形で議決し、また防衛出動などの承認を行うということ、国の防衛に関する事務は一般行政事務として内閣の行政権に完全に属し、その最高責任者である内閣総理大臣その他の国务大臣は憲法上、文民でなければならないということ、そして、防衛大臣が自衛隊を管理、運営をして統制するなど、旧憲法下の体制とは全く異なり、各レベルで厳格な文民統制を採用しています。

平和安全法制が整備された後においても、こうした我が国の文民統制の考え方は揺るぎがないものであり、自衛権の行使について国会承認などの厳格な制度の下に慎重に判断をされていくことに何ら変わりがないわけです。しっかりとこのシビリアンコントロール、この体制を維持します」

【Column 安倍内閣の歴史観】

戦後 70 年・総理大臣談話（2015 年 8 月 14 日⁴）

「百年以上前の世界には、西洋諸国を中心とした国々の広大な植民地が、広がっていました。圧倒的な技術優位を背景に、植民地支配の波は、十九世紀、アジアにも押し寄せました。その危機感が、日本にとって、近代化の原動力となったことは、間違いありません。

⁴ http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/discourse/20150814danwa.html

アジアで最初に立憲政治を打ち立て、独立を守り抜きました。日露戦争は、植民地支配のもとにあった、多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけました。



世界を巻き込んだ第一次世界大戦を経て、民族自決の動きが広がり、それまでの植民地化にブレーキがかかりました。この戦争は、一千万人もの戦死者を出す、悲惨な戦争でありました。人々は「平和」を強く願い、国際連盟を創設し、不戦条約を生み出しました。戦争自体を違法化する、新たな国際社会の潮流が生まれました。

流が生まれました。

当初は、日本も足並みを揃えました。しかし、世界恐慌が発生し、欧米諸国が、植民地経済を巻き込んだ、経済のブロック化を進めると、日本経済は大きな打撃を受けました。その中で日本は、孤立感を深め、外交的、経済的な行き詰まりを、力の行使によって解決しようと試みました。国内の政治システムは、その歯止めたりえなかった。こうして、日本は、世界の大勢を見失っていきました」(下線は加筆)

3. 「世界の警察官」をやめる米国

続いて、私は岸田外務大臣に対し、次のように質しました。

——第一次世界大戦の際、日英同盟が結ばれていました。地中海のドイツ巡洋艦に対抗するため、英国の求めに応じ、日本は10数隻の艦船を地中海まで派遣しました。最新鋭ではなかったけれど、それでも日本海軍の貢献は高い評価を受けたとされています(写真は今年夏、高松港に寄港した掃海母艦「ぶんご」)。



実は当時、イギリス、フランスなどから欧州大陸に日本陸軍の派遣要請もありましたが、日本政府はこれを拒否しました。欧州大陸への日本陸軍の派遣の拒否は、対華21か条の要求などもあってイギリスの失望を招き、日英同盟の破棄の一因になったとの指摘があります。

今回の法案の反対論の一つに、米国に日本がより協力せざるを得なくなり、日本が米国の紛争に巻き込まれやすくなるとの批判があります。しかし、集団的自衛権の行使に関する新三要件をみると、かなり限定をかけています⁵。世界で一番厳しい制約ともされ、他国の紛争に巻き込まれるり

⁵ <http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/seisaku/kihon02.html>

スクは高まらないと私は考えます。

もう一つ極めて大事なことがあります。米国が「世界の警察官をやめる」という、引き気味の状況の中で⁶、日米関係を通じて抑止力を維持・強化するためにも、今回の法案は絶対に必要です。岸田外務大臣はどのように考えているのか、答弁をお願いします。

4. 極めて厳しい「武力行使の新三要件」

岸田大臣より、以下のような答弁がありました（写真）。

【岸田大臣】 「まず、日本が米国の紛争に巻き込まれることは決してないと申し上げます。我が国が武力の行使を行うのは、あくまでも新三要件に該当した場合のみです。そして、この新三要件は、国際的にみても極めて厳しい基準であり、憲法上も歯止めになっています。そして、我が国が武力の行使を認められる、新三要件に該当した場合に認められる、そしてその一部が国際法上は限定的な集団的自衛権と説明されるわけですが、この三要件は、我が国の法律の中に全てが明確に規定されています。世界の主要国、米国、英国あるいは豪州等、主要国の中で自らの集団的自衛権を国内法で明確に規定している国はありません。



この基準に基づいて、我が国は、あくまでも我が国の存立、そして我が国の国民の命や暮らしのために必要かどうか、という点から主体的に判断するわけです。そして、そのうえ、国会の承認を求められているという仕掛けになっています。こういったことから、極めて厳格な運用が行われます。

この基準に基づいて、我が国は、あくまでも我が国の存立、そして我が国の国民の命や暮らしのために必要かどうか、という点から主体的に判断するわけです。そして、そのうえ、国会の承認を求められているという仕掛けになっています。こういったことから、極めて厳格な運用が行われます。

米国はこれまで様々な機会において、アジア太平洋重視政策を継続する、これを繰り返し強調しております。こうした地域への米国の関与については我が国として歓迎し、今回の平和安全法制によって日米の信頼はより強固なものになると思いますし、日米同盟の抑止力は一層強化されます」

5. 集団的自衛権と憲法

続いて、私は横畠内閣法制局長官に憲法第9条と自衛権に関し、憲法制定論議の時から、これまでの政府見解の大まかな流れを質しました。答弁の概要は次の通りです。

⁶ Remarks by the President in Address to the Nation on Syria
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/09/10/remarks-president-address-nation-syria>

憲法第9条と自衛権に関する政府見解の経緯

憲法制定の論議の際) 1946年6月26日の衆議院本会議で、吉田総理が第9条第2項により自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したと答弁。ただ、1951年10月18日の衆議院平和安保条約特別委員会で吉田総理は上記発言について補足し、しばしば自衛権の名前で戦争が行われたということ述べたものであり、自衛権そのものを否定したことはないと言。

1954年の自衛隊発足時) 同年12月22日の衆議院予算委員会で、大村防衛庁長官が第9条は独立国として我が国が自衛権を持つことを認めており、自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつ、その目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではないと説明。

1972年の政府見解) 外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処する場合に限って、第9条の下で例外的に自衛の措置としての武力の行使が許されるという基本的な論理を述べた。

その基本的な論理に当てはまるのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみであるという当時の事実認識を前提として、結論として、第9条の下で自衛の措置としての武力の行使が許容されるのは我が国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られる、すなわち、いわゆる集団的自衛権の行使は許されないとした。

2014年7月の閣議決定) 憲法第9条の下でも例外的に武力の行使が許されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当てはまると判断した。

6. 「空白」を埋める政府の責務

この横島長官の説明だけでは、なかなか分かりづらいと思います。そこで私は次のように質問を続けました。

——憲法の文言は制定時から全く変わっていないのに、国の方針が変わってきたかのように見え、国民の中で、「一体どうなっているのか」という疑問を持っている方もいます。話が難しくなってくれば、憲法の最終解释权を持つ最高裁の判断に戻るほかありません。

1959年の砂川事件大法廷判決が、「憲法の番人」である最高裁の第9条に関する唯一の判断です。大法廷の全員一致で、必要な自衛のための措置は国家固有の権能の行使として当然のことだと述べました。

しかし、残念ながら、この最高裁判決は「必要な自衛のための措置は可能」としか述べておらず、必要な措置の具体的な内容、程度について絶対的な基準を示

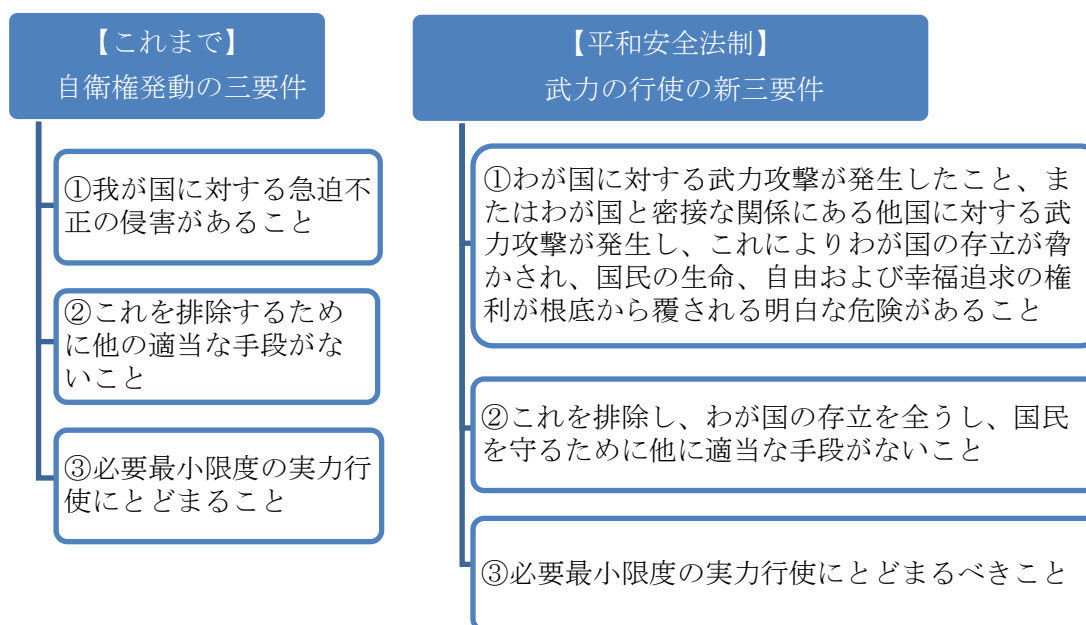
していません。

ただ、現実の国防はよく分からないといって済む話ではありません。政府は、国民の平和な暮らしと国の独立を守る責務があり、分からないでは無責任。最高裁が沈黙している部分を、政府は真摯に憲法を解釈し、埋める作業をしていかなければ、国を守るため適切に自衛隊を動かさせません。

この一つの作業の例が1972年の政府見解です。この見解で、自衛の措置は必要最小限度の範囲にとどまるべきだと述べております。つまり、最高裁は必要な自衛のための措置は可能だとし、政府はその措置は必要最小限度の範囲にとどまるべきだとしてきたわけです。

この枠組み、基本ルールについては、私の理解では、少なくとも、自衛隊を保持して以降、政権に参画した政党に所属する多くの国会議員、それなりの数の憲法の研究者もお認めになるのではないかと思います。

この1972年政府見解が出た当時、中国に近年のような軍事膨張主義はみられず、北朝鮮には弾道ミサイル、核もない状況でした。当時の安全保障環境では、米国の相対的軍事力は圧倒的に強力で、集団的自衛権の行使の必要性は我が国側には全くなく、集団的自衛権の行使は「必要最小限の措置を超えている」と政府は判断したため、1972年見解では集団的自衛権の行使は憲法上許されないと述べたと私は理解します。



しかし、その後、40年以上が経過。安全保障環境は悪い方に激変しました。その結果、限定的な集団的自衛権の行使が必要最小限の措置の枠内に入ってきた、現れてきたのではないかと私は考えます。

つまり、日本の周りが物騒になって、ならず者や無法者が出てくるようになれ

ば、必要最小限の措置レベルを高めなければならないと政府は考えたのではないのでしょうか。自衛のための措置は必要最小限度の範囲という基本ルールは変わっておりません。この意味で、法的安定性は保たれているというのが政府の見解ではないのでしょうか。

ただ、新三要件の枠にとどまらない、いわゆるフルスペックの集団的自衛権の行使は基本ルール違反、つまり憲法違反だというふうに政府が考えていると、私は思います。内閣法制局長官、いかがですか。

私の理解に対して、横畠内閣法制局長官は次のように答えました。

【横畠長官】 「御指摘のとおりです。必要最小限度という御指摘もあったわけですが、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される急迫不正の事態というまさに究極の場合のみに武力の行使ができるという、そういう意味であります。ただし、それから外れるもの、国際法上、他国を防衛する権利として観念される集団的自衛権の行使、集団的自衛権一般、それを行使するということが憲法に違反すると、もしそれをやるのであるならば憲法の改正が必要であるという考え方は変わっておりません」

最後に私は、砂川事件最高裁大法廷判決に記された田中耕太郎長官の補足意見を紹介し、質問を終えました。

「自衛は国家の最も本源的な任務と機能の一つである」

「防衛力の規模および充実の程度やいかなる方策を選ぶべきかの判断は、これ一つにその時々の世界情勢その他の事情を考慮に入れた、政府の裁量にかかる純然たる政治的性質の問題である」

集団的自衛権

自国が攻撃されていないにもかかわらず、外国に対する武力攻撃を実力をもって阻止する権利のこと。国連憲章で明確に認められている。

従来の政府見解は、集団的自衛権の行使は憲法第9条が許容する必要最小限度の自衛の措置の範囲を超え、憲法上、許されないとしてきた。

日本の新たな安全保障法制が認める集団的自衛権は国際法が認めるすべての武力行使（フルスペックの集団的自衛権）ではなく、限定的。

具体的には日本を守る米軍等が他国に攻撃されただけでは行使できず、「わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」等の条件が必要。

9月17日午後、安保関連2法案は参議院・平和安全法制特別委員会で賛成多数で可

決。19日未明、本会議で可決・成立しました（写真は参議院平和安全法制特別委員会の与党・筆頭理事の佐藤正久議員と、特別委員会での採決直後に国会内で）。



（二） ライフワークの知的財産政策

1. 座長として特許裁判の改革へ

今年夏、自民党の知的財産戦略調査会（保岡興治会長）の傘下に「知財紛争処理システム検討会」が創設され、座長に就任しました。党の政策関連組織の座長に新人議員が就任するのは珍しく、とても光栄なことです。

——放置できない「侵害のやり得」

知的財産というのは特許や商標、意匠、営業秘密、著作物など知的な創造活動で生まれる資産の総称です。その盗用などを防止し新たな創作活動を促すため、法律で保護しています。

ただ、法律が特許権などの侵害を禁止すると定めても、実際に権利侵害された時に裁判で、物まね品の製造を迅速に差し止めたり、権利侵害による損害を十分に埋めてもらえなければ何の意味もありません。

「侵害のやり得」状態では困ります。自分が新しい発明の開発に成功しないで、ライバル企業が研究開発投資をして生み出した新しいアイデアを真似ても、御咎めなしということなら、リスクを取って研究開発する意欲が損なわれます。知財紛争の処理が十分でない国ではイノベーションが生まれにくく、経済成長につながりません。

このような観点から、私は日本経済新聞社の記者、編集委員時代から知財政策、特に紛争処理システムに関心があり、長年取材を重ねてきました⁷。小泉政権になってようやく我が国は「知財立国」を掲げ、様々な関連施策を打ち出しました。大学と企業の連携推進、特許審査の迅速化、不正競争防止法や著作権法等の改正もなされました。

知財司法の分野では、目玉の施策として2005年に「知的財産高等裁判所」が創設され、今年で満10年を迎えました。裁判の迅速化はある程度、進みましたが、それ以外では知財紛争処理システムに対する世間の評価はそれほど芳しくありません。

我が国の知財立国政策はどこまで成功したのか。党の知財戦略調査会の保岡会長に直談判し発足したのが「知財紛争処理システム検討会」です。設立趣意書を記します。

⁷ 三宅伸吾『知財戦争』（新潮新書・2004年）、同『Googleの脳みそ』（日経BP社・2011年）など参照

自由民主党・知的財産戦略調査会
「知財紛争処理システム検討会」の設置について

知的財産政策は経済のグローバル化と少子高齢化が進展するなかで、我が国が生き残るための重要な政策課題であり、政府が知的財産戦略本部を創設してから今年で12年となる。これまでの間、知財立国を目指す関係者の熱意に支えられ、創造・保護・活用という知財創造サイクルの拡大・高速回転に向け、広範な啓蒙活動、制度改革がなされてきた。

その一方で、政策関係者の想定以上に世界の潮流がはるかに速く進んでいる感は否めない。知財保護の分野をみると、我が国では裁判所が認める損害賠償額は低く、各国の経済規模と比較した侵害訴訟の事件数も少なく、特許の出願数も減少している。我が国における権利保護が不十分との指摘の背景である。

そこで、知的財産戦略調査会の下に「知財紛争処理システム検討会」を新たに設置する。検討会において、国富を増やすとの観点から、紛争処理システムを重点的にゼロ・ベースの発想で再検証し、証拠偏在問題の解消策、侵害し得の排除に向けた損害賠償制度の見直し等、必要な政策課題を集中的に審議し、本年秋をめどに知的財産戦略調査会に対し、国際競争力のある知財紛争処理システム構築に向けた提言を行うこととする。

検討会では、かなり突っ込んだ専門的な議論が予想されたことから、座長代理に宮崎政久衆議院議員が就任するなど法律やグローバル経営、科学技術に精通した中堅、若手議員に世話人にご就任いただきました⁸。

検討会のキックオフとして7月8日、党の知財戦略調査会の全体会議で甘利明・経済再生等担当大臣に「成長戦略と知的財産戦略」と題し、30分ほどご講演いただきました（写真、前列左から5番目）。



⁸ 【衆議院】大野敬太郎、柴山昌彦、星野剛士、細田健一、牧原秀樹、宮崎政久、山下貴司、山田美樹 【参議院】阿達雅志、磯崎仁彦、太田房江、二之湯武史、古川俊治、丸山和也、三宅伸吾、宮本周司、吉川ゆうみ、渡邊美樹（敬称略）

甘利大臣はかつて知的財産戦略調査会長。15年ほど前から、保岡・現会長とともに知財立国戦略に取り組んで来られました。甘利氏はTPP担当大臣でもあり、講演ではグローバルな視点から知財関連の様々な課題について、本質を笑いに包みながら言及していただき、とても有意義なものとなりました。

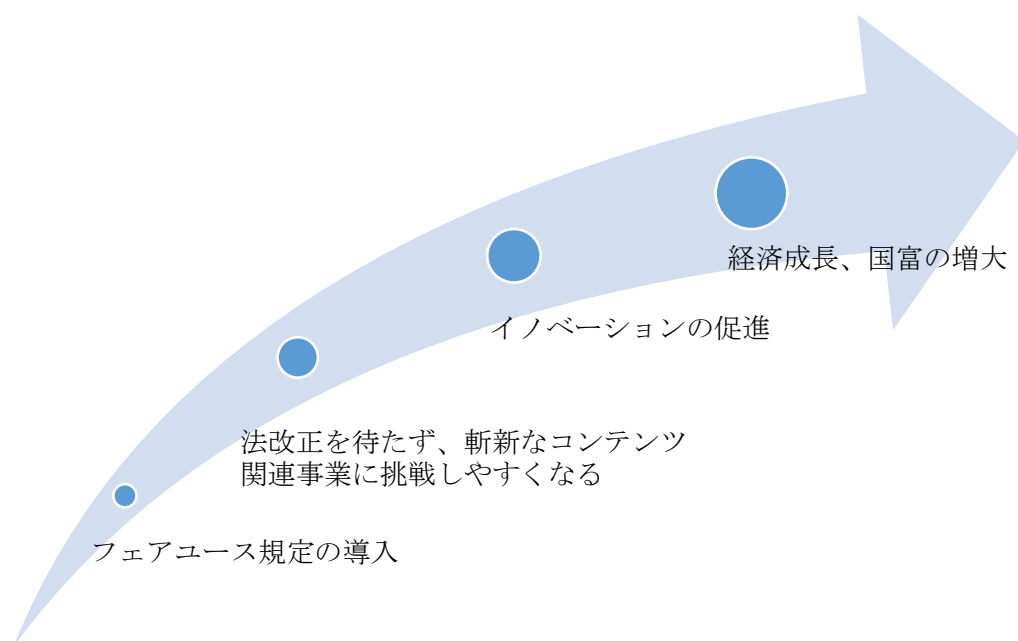
講演後の甘利大臣との質疑で私はこんな指摘をしました。

「外国人観光客が、閲覧自由な状況にある様々な日本語の説明文をスマートフォンで撮影し、これをネット経由で国内事業者に送り、国内事業者が、ネット経由で翻訳文を外国人観光客に提供する場合、現行法では著作権侵害になる⁹。このような状態では『おもてなしの国』とは言えない」

知財紛争処理システム検討会では関係する研究者、弁護士、企業経営者などからのヒアリングを開始し議論を深めています。年内に報告書をまとめます。

2. 著作権制度の見直し

知的財産戦略調査会の傘下にはコンテンツ小委員会（小坂憲次小委員長）もあり、ここでは著作権法の規制緩和・見直しに向け、精力的に議論が進んでいます。小委員会の事務局次長として、経済ジャーナリスト時代から強い関心を寄せてきた日本版フェアユース（Fair Use）規定の導入に向け尽力しています。



——日本版フェアユースの導入が必要

我が国の著作権法は著作物の無断複製などを原則禁止し、違反行為には刑事罰を課しています。私的利用といった場合などには例外的に、著作権者の承諾を得ずに自由に複製利

⁹ 現行法では複製権、翻案権の侵害の恐れがある。

用することを認めるものの、それは同法第 30 条以下に列挙されたケースに限られます。

インターネット分野などを中心に日進月歩の技術革新によって、著作物の新しい利用形態が次々と誕生しています。その中には複製について著作権者の承諾を不要としたほうが社会にとって有意義なものもあり、近年、日本も著作権法の改正によって逐次、著作権者の権利を一部制限する対象分野を増やしてきました。

最近の例ではインターネットの検索サービスがあります。日本国内にサーバーを置くネット検索サービスの提供行為が、我が国の著作権法で合法化されたのは 2010 年施行の改正著作権法からです。時、既に遅く、米 Google 社の検索サービスが中国などを除き、日本を含む世界の市場を席卷した後でした。



従来型の逐次改正による権利制限規定を追加するやり方では改正までに何年もかかります。このため、技術革新による新サービスの登場、普及に著作権法の過剰な権利保護がブレーキをかけており、我が国の IT 関連ビジネス振興の障害になっているとの指摘がかねてありました。

このような点を解消する策として浮上してきたのが権利制限の包括規定の創設です。著作権者に経済的損失を与えない範囲で、著作物の無承諾利用を認める条件を包括的に明記するもので、いわば著作権の「過剰保護の適正化策」です（写真は今年 8 月 28 日開催のコンテンツ小委の打ち合わせ会）。

米国ではこうした考え方を 1976 年に連邦著作権法に明文で盛り込みました¹⁰。フェアユース規定と呼ばれています。1984 年、VTR による家庭内でのテレビ録画が、著作権侵害かどうか争われた事件で、米連邦最高裁判所はフェアユースを認め、ソニーを勝たせました（ベータマックス事件）。技術革新により生まれた新しい生活様式である家庭内録画行為を合法としたこの判決を機に VTR は一般的に普及。家庭内録画を阻止しようとして訴えを起こし敗れたハリウッドの映画会社が、逆に莫大な利益をあげるという奇妙な結果となりました。

——リーガル・イノベーション（法技術の革新）

法律の見直しが技術や社会環境の急激な変化に追いつかないということを前提に、米国では社会に大きな満足を与える新しいこと、イノベーションを支援する国家の知恵として、フェアユース規定が整備されました。いわば、リーガル・イノベーション（法技術の革新）でした。

この規定によって社会的に意義のある新サービスが、「現行法上、違法とは断定できない」

¹⁰ 一般に、米国では非営利利用や、完全な複製（デッド・コピー）ではなく変形利用して新たな著作物を創造するような場合にはフェアユースとして無承諾利用が、より認められやすいとされる。

と考えることができれば、企業家の経営判断として新サービスを展開。訴訟を起こされれば法廷闘争を通じて、司法による合法とのお墨付きを勝ちとるとの戦略を採りやすくなります。

「企業家とは、秩序を破壊し解体する者である」（ピーター・ドラッカー）。フェアユース規定の存在意義は、「正義の謀叛人」である新興企業家の背中を押し、産業の新陳代謝を促すことにもあります。

技術や社会環境に機動的に対応できていないルールは「フェアなこと」「正しいこと」でも、違法にしてしまう。フェアユースの規定はこうした状況を回避する立法技術の知恵であり¹¹、近年、米国以外の国や地域でもフェアユース規定の導入が進んでいます。

「私は、かなり現実に拘泥せずに世界を見つめていたつもりであるが、やはり日本の現状に心をとられ過ぎていた。今や世界はものすごいスピードで進歩している」。

60年以上前の本田宗一郎氏の言葉を噛みしめ、知財立国政策を強力に推進して参ります。

（三） 「健康長寿社会形成基本法」 制定へ

我が国の高齢化は進み、80歳以上人口が1千万人を超えました。医療、年金、介護といった社会保障分野では年間5千億円前後も財政支出が増え続けています。制度を維持するには様々な対策が必要です。過剰な医薬品の投与など無駄な支出を減らす努力は当然ですが、一番大事なことは自らの健康は自ら作るという自助の意識です。また、支え合うコミュニティ作りといった共助の仕組みも大事です。こうした民間の自助や共助の意識、これらを醸成する環境を整えないまま、公助ばかりに頼ってはいけません。

——自助・共助を支える総合政策を

本当に必要な公助はしっかり確保しつつ、関係省庁、自治体、企業などを挙げて自助、共助を支援するための総合政策の立案、調整が求められています。このような視点から、自民党の「ヘルス&コミュニティ議員連盟」（会長・鴨下一郎衆議院議員）のメンバーのとして具体的な方策を練ってきました（写真は今年5月、鴨下氏ら



と総理官邸で菅義偉官房長官（右端）に関連施策を申し入れ）。

この議員連盟でまとめた提言をベースに、国や自治体に国民の健康増進に向けた施策の積極的な実施を求める「健康長寿社会形成基本法案」をまとめました¹²。成立に向け、自民

¹¹ 参考：三宅伸吾『Googleの脳みそ』（日経BP社・2011年）44p以下

¹² <https://nk.jiho.jp/servlet/nk/release/pdf/1226699324135>

基本法案は健康長寿社会の形成に向けた基本計画を作成、諸施策を総合調整する「健康長寿社会形成推進本部」（本部長は内閣総理大臣）を内閣に設置することとしている。当初、推進本部の設置期間は5年以内だったが、2年以内へと変更され、その後は推進本部やその

党の鴨下衆議院議員、上川陽子議員（第二次安倍内閣法務大臣）、議連の事務局長である中川俊直衆議院議員らとともに、3人の事務局次長の1人として汗をかいています¹³。

自民党議員が法案を国会提出するにはまず党内手続きが必要となります。具体的には政務調査会の関係する部会（本法案では内閣部会）や党の総務会などで了承を得なければなりません。これらの手続きは7月末までに終わりました（写真は出席した自民党の総務会）。



国会に提出される法案には内閣が提出するものと、議員の発案によるものがあります。内閣提出法案の審議が優先されるのが通常です。このため、議員立法案をスムーズに成立させるにはすべての党から賛同を得ることが好ましく、関心のある野党議員も入った超党派の「次世代の社会保障制度を構想する議員連盟」（会長・鴨下氏）を設けるなど、法案の成立に向け賛同の輪を広げる地道な作業を進めております。

私たちの活動と歩調を合わせる民間組織、スマートウェルネスコミュニティ協議会（会長・大内尉義 虎ノ門病院長）が7月2日、発足。私はアドバイザー・ボードのメンバーに就任しました。

（四） 参議院・法務委員会理事として

理事を務める参議院・法務委員会では刑務所に勤務する医師（矯正医官）の人事制度に関する法案等の審議に加え、通常国会が大幅延長されたことから人種等差別撤廃法案¹⁴と刑事訴訟法等の改正案の審議にも入りました。

野党の議員立法案として国会提出された人種等差別撤廃法案の目指す方向には私も賛同します。しかし、この法案は極めて難しい問題を含んでいます。人種等を理由とする「不当な差別」を禁止する内容ですが、何が不当かの判断が極めて難しいのです。「言論の自由」を委縮させる恐れがあり、慎重に対応せざるを得ません。



内閣提出法案である刑事訴訟法等改正案の参議院法務委員会での本格的な審議入りを巡っては、野党側から、人種等差別撤廃法案にも与党がしっかり対応することが条件であるとの申し入れがありました。与党としては既に衆院を通過した刑事訴訟法等改正案の審議

所掌事務を厚生労働省に移管することとした。内閣に「本部」が多過ぎとの指摘があることから、期間を短縮した。

¹³ 他の2人は津島淳、小松裕衆議院議員。

¹⁴ 正式名称は「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」

が優先です。そこで、民主党が極めて強い関心を寄せる人種等差別撤廃法案については、法務委員会での審議とは別に、自民、公明、民主、維新で構成する4党協議会を発足させ、同法案の取り扱い、落としどころを探る作業をお盆過ぎからスタートさせました。

「今国会の会期末が迫っており、与党が合意できるような法案の成立は時間的にも厳しい。法律ではなく、国会の決議など柔らかな規範＝ソフト・ローで、人種差別等の撤廃に向けた我が国の姿勢を示すようにしてはどうか」。8月19日の協議会の初会合では私から、こんな発案をしました。

刑事訴訟法等改正案は大変重い法案です。取り調べの録音・録画制度の導入、いわゆる「司法取引制度」の採用、通信傍受制度の拡充・見直しなど、それぞれ単独でも十分な議論が必要な内容です。このため、衆議院では約58時間の審議時間を費やし、修正のうえ可決されましたが、参議院法務委員会では野党が審議になかなか応じず、成立は次期国会以降となりました。

(五) 母校・早稲田大学での講演など

1. 謀叛のすすめ

昨秋、宇恵一郎『やさしい政治家 早稲田出身国会議員54人の研究』（日経BP社・2014年）が出版されました。早大出身の自民党国会議員の会（国会稲門会）で、私が提案したのがきっかけでした。



この出版記念を兼ね、6月15日に早大の大隈講堂で、演説会を開催しました。一人でも多くの早大生に政治に関心を寄せてもらうためです。稲門会会長の山本有二・元金融担当大臣、下村博文・文部科学大臣、世耕弘成内閣官房副長官ら約20人の議員が、学生時代を振り返ったり、政治家を志したきっかけや活動状況などを報告しました。

私は「謀叛のすすめ」と題して15分ほど話しました¹⁵。前置きの安全保障関連法案の解説に続く、「突破モノ精神が日本を元気にする」話はベテラン議員から褒めていただきました。こんな内容でした（写真は隈講堂で講演を終え、鎌田薫・早大総長と）。

私が目指す国家は「成長を続け、希望にあふれる社会」です。希望とは「頑張れば、何かを実現できる」という前向きの心の姿勢。そのためには挑戦を続けることが大事です。

希望あふれる社会の実現に向け、大切なことは政治家自身がその手本とならな

¹⁵ 当日の講演メモは↓

<http://www.miyakeshingo.net/news/%E8%A1%8C%E4%BA%8B/entry-484.html>

ければなりません。自らを律し、日々、挑戦しなければなりません。様々なルール改正、環境整備を通じ、社会に希望を増やすのが政治の役割です。

希望あふれる社会となるためには「稼ぐ力」を高め、景気をさらに良くしなければなりません。法人税率の引き下げなど税制改革、規制緩和などにさらに取り組んで参ります。

—許可を取るより、謝るほうが楽だ

現在、我が国にとって最大の課題は「デフレ・マインド」の払拭です。リスクをとって、挑戦する人を増やさなければなりません。

「デフレ・マインド」の正反対の例を紹介します。インフレ・マインドで、急成長する米 Google 社です。同社の創業者の口癖は「許可を取るより、謝るほうが楽だ」。

Google Search, You Tube, Street View

Google Earth, Google Books Library Project

同社の大半のサービスが当初、法的にはグレーとされました。しかし、「世界の人ワクワクするサービス」との確信に支えられ、同社は画期的なサービスに果敢に挑み、法廷闘争をかわし、世界の人に喜ばれ、ビジネスは大成功しました。

Google Search が生まれた頃、日本にも NTT グループの検索エンジンが産声をあげました。NTT が、Google に負けたのは技術の差よりもマインドの差です。

創業者の「許可を取るより、謝るほうが楽だ」という、突破モノ精神、ケインズの言葉でいえば Animal Spirits（血気）が、旧公社の NTT に当時、欠如していたからです。



リスクをとって、挑戦する人を増やさなければなりません。新しいことに挑戦する人を様々な形で、応援する。これが政治に求められています。規制緩和が必要です。

Google 社が成功した要因には、実は技術やビジネス・モデルのイノベーションの芽を摘まない法制度もありました。詳細は省きますが、米国の著作権法の Fair Use（公正な利用）という考え方。この規定を日本に導入するべきだとかねて考えており、党内の議論を引っ張って参ります。

—新しいことは常に謀叛

「新しいことは常に謀叛である」（徳富蘆花）。新しい未来を拓く破壊者、つまり「正しい謀叛人」が、息ができる、挑戦できる制度環境を整えるのが政治の仕

事です。希望が挑戦を育み、個人と国家の成長につながり、また「新たな希望」を生みだすわけです。

(中略)

「石橋湛山記念 早稲田ジャーナリズム大賞」。この賞を母校からいただけないままに、政治の世界に飛び込んだことが、ジャーナリスト人生の心残りです。

石橋先生の残した言葉です。

「政治家に大事なことは、自分に忠実であること、自分を偽らないことである。また、いやしくも、政治家になったからには、自分の利益とか、選挙区の世話よりも、まず国家・国民の利益を念頭において、行動してほしい」

早稲田ブランドを汚すことなく、身を粉にして国民と国家のために働くことを改めてお誓いし、終わります(写真は弁論会を終えて)。



2. 韓日・日韓議員連盟

日韓が国交を正常化した半世紀前、両国間の交流は年間1万人でした。現在は1日1万人以上で、年間約500万人。それでも、今なお、「傷つきやすい韓日関係」(鄭義和・韓国国会議長)であるのは残念です。



7月10日、第38回目となる日韓・韓日議員連盟総会が都内で開かれ、安倍総理は「これからの50年を展望し、共に手を携え、両国の新たな時代を築き上げていこうではありませんか」との祝辞を寄せました。

総会后、各分野に分かれて討議に移り、私は安保外交委員会に参加しました。韓国側のナ・キョンウン議員より、「集団的自衛権の法案に対し韓国側は懸念を持っている」との発言があり、私は彼女に対し次のように確認を求めました(写真は質問するナ議員、左から2人目)。

「懸念というのは、新しい安保法制ができれば、何か、韓国が困る『具体的な新たな状況が生まれる』という意味なのか、それとも大国の衝突などの結果、過去において朝鮮半島が厳しい状況に置かれたことから生まれる『漠然たる不安』なのか、どちらなのか」

ナ議員からは、後者の懸念であるとの回答でした。法案の内容に対する誤解からの懸念

であれば、中身をきちんと説明すれば懸念を払拭することができるわけですが、後者ということなので、ちょっとやっかいかもしれません。



3. 名誉と信頼を回復するために ——過去を未来へと引き渡す責任

今年8月14日、いわゆる戦後70年談話が発表されました。閣議決定された、いわゆる「安倍談話」には次のような記述が盛り込まれました¹⁶。

「戦場の陰には、深く名誉と尊厳を傷つけられた女性たちがいたことも、忘れてはなりません」

(中略)「日本では、戦後生まれの世代が、今や、人口の八割を超えています。あの戦争には何ら関わりのない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません。しかし、それでもなお、私たち日本人は、世代を超えて、過去の歴史に真正面から向き合わなければなりません」

8月24日の参議院予算委員会で、安倍総理は談話の「深く名誉と尊厳を傷つけられた女性たち」には慰安婦の方々が含まれると述べました。

ここ数十年、我が国の名誉と信頼を揺さぶってきた慰安婦問題。今年3月下旬、仙台市で開催されたG1サミットで¹⁷、「朝日新聞と慰安婦問題」がとりあげられ、私は櫻井よしこ氏らとそのパネル討論に登壇、議論しました(是非、視



聴ください。URLは→こちら¹⁸、写真は討論後、登壇者と)。その後、国会でも関連質問をしました。

太平洋戦争時に旧日本軍が済州島で若い朝鮮人女性を強制連行し、この慰安婦狩りに私も参加しました――。

¹⁶ http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/discourse/20150814danwa.html

¹⁷ 次世代を担う各界のリーダー層が集い議論し、日本再生のビジョンを描くための団体。全体会は毎年、東京から離れた地域で春先に合宿形式で開催、今年で7回目。
<http://g1summit.com/about.html>

¹⁸ パネル討論の視聴は→<http://globis.tv/movie/?e=1704>

G1サミット2015・第10部・分科会D「朝日新聞と慰安婦問題」：登壇者は私の他に、ジャーナリスト・櫻井よしこ氏、アゴラ研究所所長・池田信夫氏、現代ビジネス編集長・瀬尾傑氏

ある人物のこんな告白を含む講演を 1982 年、朝日新聞は大きく報道しました。そして 2014 年 8 月、朝日新聞はこの記事など関連する 16 本が誤報だったとして取り消しました。

ただ、取り消したにもかかわらず、検証記事に謝罪の言葉はなく、謙虚な反省がみられないといった批判が噴出。同紙は再調査のため外部の弁護士などで構成する第三者委員会を設け、同年 12 月、委員会が報告書を公表しました（写真は取り消された記事の 1 つ）。

この報告書のなかに岡本行夫委員の個人意見として、「新聞社は運動体ではない」などといった、こんな記述があります¹⁹。



委員会のヒアリングを含め、何人もの朝日社員から「角度をつける」という言葉を聞いた。「事実を伝えるだけでは報道にならない、朝日新聞としての方向性をつけて、初めて見出しがつく」と。事実だけでは記事にならないという認識に驚いた。（中略）

新聞社は運動体ではない。

——どんな思想も煽動である

私も岡本氏と同じく冷静・客観的な報道を期待していますが、一方で「新聞社の運動」については少しとらえ方が異なり、こんな風に考えています。「運動体の新聞がない社会」ではジャーナリズムは窒息するとの思いです。

表現の自由について先駆的な法律家として知られる元米連邦最高裁判事のホームズはこう書き残しています。「どんな思想も煽動なのである」²⁰。

価値観つまり思想がなければメッセージ性のある記事やコラムは書けません。私自身、記者、編集委員を通じて 26 年間、日本経済新聞社に籍を置いていましたが、振り返れば私を含め多くの同僚が市場重視主義、穏健な保守のプリズムを通じ、ニュースやコラムを書いていたように思います。

思想のないジャーナリズムはあり得ません。しかし大事なことがあります。「思想の市場メカニズム」が機能することです。根拠のない報道や主張がなされても、他のメディアなどから批判を受け、それに対して十分な反論ができず抗しきれなくなれば、一世を風靡した記事やコラムは説得力を失い、デタラメの報道や主張を展開したメディアも信頼を失う

¹⁹ 『朝日新聞社第三者委員会 報告書』 92-93p
<http://www.asahi.com/shimbun/3rd/2014122201.pdf>

²⁰ 奥平康弘『「表現の自由」を求めて』（岩波書店、1999 年）159 頁

ことです。

——取り消された「自虐史観」による誤報

今回の記事取り消し騒動は「朝日の思想」、つまり自虐史観のど真ん中のような記事が「思想の市場」で駆逐されたということです。

旧日本軍の組織的な慰安婦狩りに私も参加した、と話した人がいたとします。この話が本当かどうか、よく調べもせず、告白の内容が真実だということを前提に書かれた関連する記事を長年、放置し続けることはまさに「自虐史観」という思想の発露、ホームズの言葉を借りれば「煽動」に他なりません。

そして、この告白が虚言であるとの指摘や、一方的な自虐史観に対する痛烈な批判を受けて、記事を取り消さざるを得なくなるプロセスが思想の市場メカニズムの一例です。

ただ、今回の記事取消しを巡る一連の経緯での最大の問題は、思想の市場メカニズムが成果を出すまでに30年以上かかったことです。結果、虚偽報道が長年放置されたことを一因として、日本国が戦時中、奴隷狩りのように、組織的に慰安婦を強制連行し、強姦、殺戮したかのようなイメージが世界に広がったことです。海外での慰安婦の碑や戦後補償を巡る判決文をみれば、日本の名誉を世界で貶める結果となったことは明らかです。

一例を挙げれば最近、建立されたカリフォルニア州グレンデール市の碑にはこう刻まれています。「日本軍に強制連行され、強制的に性奴隷にされた20万人以上のアジア人、オランダ人の女性たちを記憶にとどめるために」と。

——政府の失敗

従軍慰安婦、戦後補償問題では様々な訴訟が日本国を相手取って提起されてきました。その結果をひと言でいえば法的には勝ったものの、残念ながら国の名誉を守れなかったということです。

こうした状況を浮き彫りにしたのが今年1月の衆議院予算委員会での稲田朋美委員（自民党政務調査会長）と政府側との質疑・答弁でした²¹。

【稲田委員】 「朝日新聞が虚偽と認めた吉田証言があるわけでありましてけれども、この吉田さんは国の法廷にも出てきておられたわけでありまして。そして、国の法廷で証言台に立ったんですが、全く国の代理人は反対尋問もしない、事実関係も争わないんです。戦後補償裁判について、戦後補償裁判というのは、戦時中の日本の非道な行為によって損害を受けた、そういう裁判ですけれども、そういう事実について全く争わないどころか認否すらしない、証人に対して反対尋問

²¹ <https://www.youtube.com/watch?v=GTRq10eGugw>
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001818920150129002.htm

稲田委員は2014年10月3日の衆院予算委員でもこの問題を取りあげている。

の一問もしない。

事実はどちらでもいいんだ、法的に勝てさえすればいいというのがずっと今までの訴訟の方針で、そして、裁判では争わないことは事実なんです。弁論主義、当事者主義がありますから、裁判では、争わなければ、それが事実として判決の理由中に書き込まれてしまうということが、非常に日本の名誉を毀損してきたわけであります。



その結果、今、大変懸念すべき事態がアメリカで起こっておりまして、党の中の、中曽根委員長のもとで、「日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会」でも取り上げたんですけれども、アメリカのマグロウヒル社の教科書。これはアメリカのカリフォルニア州の公立の高

校で使われているわけでありますが、慰安婦に関して、軍用売春宿で働かせるために、最大で二十万人にも及ぶ十四歳から二十歳までの女性を強制的に募集をしたんだ、そして、それらは天皇からの贈り物だということで軍隊に供用したんだと（写真は自民党本部での「日本の名誉と信頼を回復するための特命委員会」）。

そして、この売春サービスに強制的に組み込まれた慰安婦の方々は、多くが殺害をされて、そして、戦争の終結に当たっては、慰安婦活動をもみ消すために多数の慰安婦が殺害されたという、全く事実に反する、虚偽の、日本の名誉を毀損する、私たちの先人が強姦、殺人、誘拐犯の集まりだということをアメリカで教えられております。

（中略）

こういう事態に立ち至った一つの原因が、やはり、繰り返される戦後補償裁判で、国が全く事実関係を争わず、それが全部判決の中に書き込まれ、そして、それが権威のある日本の裁判所の判決の中の事実認定だということに大きな原因があると思います。

しかも、法律論で日本では勝っても、今や韓国の最高裁判所が、日本の植民地支配を正当化するようなことを前提とした日本の裁判はもう無効だということで、新たに韓国で、日本の、今度は企業が訴えられて敗訴するといった事態が韓国でも中国でもあり、それが、日本の裁判所の判決の理由中に書かれたその事実認定を全く争わないがために、虚偽の事実が書かれている判決が重要な証拠になっているということを私は見過ごすことができないんです」

稲田議員の発言に対し、上川陽子法務大臣は「今後、従軍慰安婦訴訟などの我が国の名誉と信頼にかかわる戦後補償に係る訴訟が提起された場合におきましては、戦前の事実でありますので、種々の困難が伴うものとは思いますが、事実調査をし、その結果を

踏まえ、認否、反対尋問することも含めまして、より主体的、積極的な姿勢で訴訟に臨むことができるように努めてまいりたい」と述べ、積極的に訴訟対応する方針を明らかにしました。

安倍首相からも下記のような答弁がありました。

「国際社会においては、決してつつましくしていることによって評価されることはないわけでありまして、主張すべき点はしっかりと主張していくべきであり、また、現在、日本の名誉に重大な影響を与える訴訟も増加しているのも事実であります。そうした訴訟に対応していくためにも、訟務局を新設し、戦略的にしっかりと取り組んでいきたいと思っております」

——積極方針を阻むブレーキ

従軍慰安婦は貧しく弱い立場にあった女性の尊厳を奪い、搾取したものであり、二度と繰り返してはなりません。その一方で、旧日本軍が奴隷狩りのように女性を組織的に強制連行したとの根拠のない指摘には毅然と対応する必要があります。



関連する訴訟では今後、積極対応するという新しい政府方針を支持する立場から、私は理事を務める

参議院法務委員会で3月26日、質問に立ちました²²。この日、私が最も指摘したかった点は政府の積極的な訴訟対応方針を阻むブレーキの存在です。

それは慰安婦問題での1993年の河野官房長官談話²³、特に記者会見での長官発言が、「性奴隷国家ニッポン」を否定していないことです。

当時、韓国との厳しい交渉、表現のすり合わせを通じて河野談話はまとめられました。

²² <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0003/main.html>

²³ 慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話（1993年8月4日）

「長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかに問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html>

日本政府は慰安婦の募集に当たって強制連行を示す資料は見当たらず、その事実は認められないとして韓国との交渉にあたっては関わらず、河野長官は記者会見で、強制連行の事実があったという認識なのかと問われ、「そういう事実があったと。結構です」と述べています²⁴ (写真は今年6月、党本部で「河野談話」作成過程について当時の官房副長官、石原信雄氏からヒアリング)。



このため、今後、慰安婦を巡って日本の信頼を傷つける動きに対し、「証拠はあるのか」と主張しても、相手からは「河野発言があるじゃないか」と反論される恐れがあります。

なお、昨年秋、菅義偉官房長官は参議院内閣委員会で、河野発言について「強制連行を確認できない、示す資料がなかったという中で、(中略)強制連行の事実があったという認識なのかどうかと問われたときに、そういう事実があった、結構ですと述べた、ここがやはり私は大きな問題だ」と答弁しています²⁵。

4. 大平総理と「面会」など

3月4日、インターネット番組の「みわちゃんねる 突撃永田町!!」に出演しました。抱腹絶倒とは言いませんが、私の大学浪人時代の失恋話から政局の読み方、経済関係の国政報告などを楽しく知ることができます。是非、ご視聴ください (URLはこちら→²⁶)。



5月上旬には香川の誇りである大平正芳・元総理・総裁にお目にかかりました。もちろん、お亡くなりになっているので、ご本人ではなく写真の中です。自民党本部にある総裁面談室の壁には歴代総裁の写真がかけられています。長年、お付き合いをいただいている台湾の元首相・謝長廷氏らが来日、高村正彦副総裁を表敬訪問した際、党本部の総裁面談室で同席。その際、大平先生にお会いした次第です (壁の写真、右から2枚目)。



²⁴ 「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯～河野談話作成からアジア女性基金まで～」(2014年6月20日) 13頁

http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2014/icsFiles/afieldfile/2014/06/20/20140620houkokusho_2.pdf

²⁵ 参議院内閣委員会 2014年10月21日

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/187/0058/main.html>

²⁶ <https://www.youtube.com/watch?v=ZGkjRfCM3cM&app=desktop>

6月5日夕には都内のホテルで開かれた「ラウンドテーブル・ジャパン会議」に参加。グローバルな視点から日本の将来像を描く会議で、伊藤元重・東大教授が司会を務めたセッション「岐路に立つ日本の政策」に登壇しました。



(六) 四国新幹線の実現に向けて

6月下旬、九州に出かけました。高松駅から新大阪駅まで75分で行けるようになる四国新幹線。この実現に向け、先行した九州新幹線の建設への道のり、その経済効果を探るため、四国選出の国会議員や4県の知事、副知事らと視察しました。

九州新幹線は鹿児島ー熊本間から工事が始まりました。本州とつながるためには博多まで延伸し、完成させないわけにはいきません。

福岡から新幹線に乗り、降りた鹿児島市では森博幸・鹿児島市長、佐々木浩・鹿児島県副知事などからヒアリングしました。以下のような発言がありました。

- 博多での宴席を終え午後10時30分に乗ると、その日のうちに鹿児島に着ける。
- 新幹線により九州が一体化した。一体化した中での、外国人旅行者などの獲得競争になっている。
- 福岡が外国人に大人気だが、「福岡から75分で行ける鹿児島」をPRできるようになった。
- 赤字となる並行在来線（肥薩おれんじ鉄道）を抱えることに腹をくくったことも、新幹線実現に奏功した。在来線は貨物輸送のために必要。

地元の代議士、森山裕・自民党鹿児島県連会長によると、当時の鎌田知事がみずから「3期の間は米つきバツタ」と振り返ったほど、各方面に実現を必死に要望して回ったそうです。「諦めなかったのが、完成できた最大の理由ではないか」と森山氏。

現状の整備新幹線の枠組みのままなら、予算の関係で四国新幹線の完成まで40年以上かかります。そんな遠い先では四国全体の死活問題。早期実現に向け、何らかの新たな財源をひねり出す必要があります、関係議員らと知恵を絞ってまいります。

四国選出の国会議員や地元関係者と8月7日、自民党の谷垣幹事長、稲田政調会長、そして麻生財務大臣を訪ね、2016年度予算で四国新幹線の調査費を求めました。

(七) 「日本を元気にする会」

1. 見上げる議事堂の空に

今年3月、地元で初めて政経文化パーティーを開いていただきました。統一地方選挙を控えていたにもかかわらず、多くの皆さまがお集まりくださり、心より御礼申し上げます。当日の私の謝辞を記します。

選挙があった2年前。雪がちらつく日もありました。体を震わせながら、ポスターを貼っていただきました。夏になり、かんかん照りの中での戸別訪問。ともに倒れそうになりながら、お引き回しをいただきました。



また、汗だくになりながら、立会演説会の会場設営をしていただいたり、応援に来た大臣の顔をみられず、話も聞けないまま、会場の外で駐車場の整理・誘導を多くの方にさせていただきました（写真は発起人の皆さま）。

この議員バッジには皆さまの汗と、ご支援、ご期待が詰まっていること、改めて今、強く感じております。

当選直後の国会の開会式。その日のことを、私は今でもはっきりと覚えています。雲一つない青空が広がる素晴らしい秋晴れの日。国会の正門をくぐったとき、青空にくっきりとそびえたつ国会議事堂が目に見え、お世話になった皆さまの笑顔、さぬきの田んぼが浮かんで見えました（写真は当選直後）。



皆様に支えられ、押し上げていただき、ここまでやってこられました。本当にありがとうございました。

26年間のジャーナリスト時代、私は記事を書いて批判をすることで社会を変えようと思っていました。しかし3年前、ペンをマイクに持ち替え、批判より行動する道を選びました（写真は地元の市議、町議の皆さま）。

「稼ぐ力を取り戻す！」
私の政治活動の根幹です。
この公約を実現するために、自由でしなやかな経済成長のさまたげとなっている規制を緩和し、皆様のビジネスが、お仕事が、より発展するための環境整備をすること、これが今、私の最大の使命です。



この1年半で取り組んできたことの一部を申し上げます。

造船業について。造船業は丸亀、多度津を中心に香川県経済を支えています。円安で仕事がどんどん増えているのに、人手不足のためにこの追い風を生かせず困っていました。そんな悲鳴を耳にし、私は同僚議員とともに、外国人の技能実習経験者の在留期間を延長させました。

介護報酬の見直し問題では引き下げ幅を抑える一助になれました。

最も、時間と力を注いだ法人税改革。27年度はまず2.51%税率を引き下げるところまでたどりつきました。税率を先進国レベルの水準に下げることが、絶対必要です。

今、話題を集めている地方創生。田舎を元気にする、地方創生とは何でしょうか？

第1が、景気の波が東京から地方のすみずみまで広がることです。観音寺の大野原から、まんのう、綾上、塩江、そして、前山、五名、引田へと、また、小豆島、直島など瀬戸の島々にも、「福沢諭吉先生」の行列がやって来ることです。

しかし、諭吉先生が来県されるだけではダメです。地方創生の成功とは言えません。ふるさとへの誇りを取り戻さなければなりません。生まれた町、育った地域、住んでいる場所に、みんなが愛着を持ち、胸を張れるような「自慢話」がなければなりません。景気と誇りの回復が地方創生です。



安倍政権が地方を元気にします！ そんなのは嘘です。信じてはいけません。地方を元気にするのは、安倍晋三さん、石破茂さんではありません。地域を明るくするのは、挑戦を続ける皆さま、お一人お一人です。国ができることは、皆さまの創意工夫の邪魔をしないこと。チャレンジができる環境を整備し、これを後押し

することが国の仕事です（写真は今年夏、高松市の三越前で街頭演説）。

大好きな言葉があります。「人生最高の瞬間はいつも、これからやってくる」

常に成長を目指し挑戦を続ければ人生最高の瞬間はいつもこれからやってきます。国も同じ。成長することを諦めた国の将来はありません。再び、世界の真ん中で輝く日本を取り戻さなければなりません。

皆さまの創意工夫が生かされる社会。これを実現するため、汗をかき、努力を惜しまないことを、今日、改めてお誓い申し上げます。

昨年暮れの総選挙。皆さまのおかげで自民党は政権を維持しました。今週日曜日8日の自民党大会での安倍総裁の言葉をご紹介します、御礼のご挨拶とさせていただきます。

「たそがれから、新しい朝を迎えた日本の夜明けを、確かなものとしていこう

ではありませんか。ともに頑張りましょう」

2. 人生最高の瞬間はいつもこれから

6月には東京で政経文化パーティーを開催、次のような謝辞を述べました。



振り返れば、今からちょうど3年前のことです。何が何でも、国政に身を捧げる覚悟を固めました。しかし、あるベテラン政治家に言われました、「お前は政治家に向いていないぞ」。確かに、そうでした。政治家になる覚悟はできていましたが、政治家になるための基本がなっておりませんでした。

26年間のジャーナリスト時代。しかめっ面が格好いいと思っていました。頭を下げること、感謝の思いを言葉に表すのも苦手でした。そんな私が当選できたのは、本日お集まりの皆さまの厳しいご指導、温かいご支援のおかげです。重ねて心より感謝申し上げます（写真は発起人のオリックス社の宮内義彦シニア・チェアマン）。

さて、私が目指す国家は「成長を続け、希望にあふれる社会」です。希望とは「頑張れば、何かを実現できる」という前向きの心の姿勢です。そのためには挑戦を続けることが大事です。希望にあふれる社会を目指します。



そうした社会の実現に向け、大切なことは政治家自身がその手本とならなければなりません。自らを律し、日々、挑戦しなければなりません。

また、様々なルール改正、環境整備を通じ、社会に希望を増やすのが政治の役割だと確信しています。

先週金曜日、私のこんな思いを「ラウンドテーブル・ジャパン会議」という国際会議でお話しました。終わったあと、取材に来ていた日経新聞の元同僚の記者にバッタリ会いました。

元同僚は言いました。「記者時代、三宅さんは株価が大きく下がるようなニュースを書こう、と言っていたのに、今日は希望の話。驚きました」と。人間、変わるものです。

希望あふれる社会となるためには、「稼ぐ力」を取り戻し、景気をさらに良くしなければなりません。法人税率の引き下げなど税制改革、規制緩和にさらに取り組んで参ります。また、特許やコンテンツなど知財ビジネスが世界一やりやすい日本を目指します。近く、党内で検討会が立ち上がり



ます。議論をリードしていきます。

最後に、私の大好きな言葉です。

「人生最高の瞬間はいつも、これからやってくる」。挑戦を続ける限り、人生最高の瞬間はいつも、これからやってきます。

社会も、国家も同じではないでしょうか。希望を持って、成長に向け挑戦しなければなりません。

皆さまのご期待に応えられるよう、これからも精進を重ねて参ります。今後ともご指導、ご鞭撻いただきますよう心よりお願いを申し上げます。

皆様のご多幸と一層のご活躍を祈念し、また、身を粉にして国民と国家のために働くことを改めてお誓い申し上げ、御礼の言葉と致します。



三宅伸吾 (参議院議員、自由民主党)

【略歴】

1961年、香川県さぬき市末(旧大川郡志度町末)の農家4人兄弟の長男に生まれる。

1967年、志度町立志度小学校・末分校入学。

志度中学、高松高校、早稲田大学政治経済学部政治学科卒業。

1986年、日本経済新聞社に入社。企業取材を経て1989-1990年、米コンビア大学留学。

1993年-1995年、東京大学・大学院法学政治学研究科(修了)。

同社復帰後、東京本社編集局産業部、経済部、政治部記者などを経て2003年、政治部編集委員に。経済法制、成長戦略を専門とし著書多数。

証券部兼政治部、法務報道部の編集委員であった2012年8月、同社を退社。

2012年8月、公募で選ばれ、自由民主党香川県参議院選挙区第2支部長就任。

2013年7月、第23回参議院議員通常選挙・香川県選挙区より当選。

【役職】(2015年9月7日現在)

参議院:

法務委員会・理事。予算委員会、平和安全法制特別委員会、沖縄及び北方問題特別委員会、国際経済・外交に関する調査会の各委員。

自民党:

知的財産戦略調査会「知財紛争処理システム検討会」座長、魅力ある都市・地域創造本部事務局次長、IT戦略特命委員会幹事、資源・エネルギー戦略調査会水素社会推進小委員会幹事、法務・自治関係団体委員会副委員長、広報本部新聞出版局次長など。

【著作】



『Googleの脳みそ 変革者たちの思考回路』(日本経済新聞出版社・2011年)、『市場と法 いま何が起きているのか』(日経BP社・2007年)、『乗っ取り屋と用心棒 M&A ルールをめぐる攻防』(日本経済新聞出版社・2005年)、『知財戦争』(新潮新書・2004年)、『弁護士カールテル』(信山社出版・1995年)など多数。





自民党員、後援会「伸友会」の会員を募集しています。

共に日本の「今」を支え、「未来」を創りましょう。

皆さまのご加入を心よりお待ちしております。

三宅伸吾

【お問い合わせ先】

- 香川県高松市木太町 2343-4
木下産業ビル 2 階 TEL : 087-802-3845
- 千代田区永田町 2-1-1
参議院議員会館 604 号 TEL : 03-6550-0604
- メールアドレス kagawa@miyakeshingo.net

【発行：自由民主党 香川県参議院選挙区第 2 支部】